平成２２年（フ）第１９６６号
大阪府大阪狭山市大野台７丁目14番４号
破産者　安陵　　修
１　破産債権の届出期間　平成24年11月26日まで
２　一般調査期日　平成24年12月20日午後２時
平成24年10月12日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
福岡市早良区飯倉５丁目18番17―402号、破産手続開始決定時の住所福岡市早良区飯倉２丁目14番14号
破産者　石飛登起子
１　破産債権の届出期間　平成24年11月26日まで
２　一般調査期日　平成25年１月25日午前10時10分
平成24年10月９日
福岡地方裁判所第４民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第３号
石川県鳳珠郡穴水町字大郷にの62番地
破産者　川崎　安和
異議申述期間　平成24年12月14日まで
平成24年10月15日　金沢地方裁判所輪島支部

監 督 命 令

平成２４年（再）第１号
福岡県久留米市野伏間１丁目９番３号
再生債務者　医療法人木下会
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　福岡県久留米市櫛原町10番地２　たかむれ法律事務所　弁護士　木下　**隆**一
平成24年10月11日
福岡地方裁判所久留米支部

監督命令取消

平成２４年（再）第１号
北海道虻田郡豊浦町字幸町90番11、住民票上の住所北海道虻田郡洞爺湖町栄町60番地９
再生債務者　桜井　千種
主文　平成24年４月12日にした監督命令を取り消す。
平成24年10月11日　札幌地方裁判所室蘭支部

再生手続開始

平成２４年（再）第４号
横浜市戸塚区秋葉町９番地１
再生債務者　株式会社芙蓉
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月９日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年12月14日から平成24年12月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２４年（再）第１号
神戸市中央区神戸空港10番
再生債務者　海上アクセス株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　再生計画認可決定確定前の発行済み株式の全て（７万株）
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
３　減少する資本金の額　金35億円
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
５　募集株式の数　3,400株（普通株式）
６　募集株式の払込金額（募集株式１株と引換えに給付する金銭以外の財産の額）　金５万円
７　再生債権者である神戸市が再生債務者に対して有する確定再生債権全額（額面額　元本金133億7708万0378円、開始決定前日までの利息金1600万0703円、並びに上記元本に対する開始決定日以降の利息及び遅延損害金）を出資の目的とする。
８　財産の給付の期日　再生計画認可決定の確定日から２か月以内で取締役会によって決議する日
９　増加する資本金の額　金8500万円
10　増加する資本準備金の額　金8500万円
平成24年10月12日
神戸地方裁判所第３民事部

決議に付する決定

平成２４年（再）第２号
北海道石狩市新港南２丁目715番地１
再生債務者　東明水産株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成24年10月３日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　書面投票
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年11月９日まで
平成24年10月12日
札幌地方裁判所民事第４部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第３号
神戸市中央区雲井通５丁目３番１号
再生債務者　神戸市住宅供給公社
１　決議に付する再生計画案　平成24年９月18日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成24年11月20日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成24年11月13日
平成24年10月11日
神戸地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第１号
北海道虻田郡豊浦町字幸町90番11、住民票上の住所北海道虻田郡洞爺湖町栄町60番地９
再生債務者　桜井　千種
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月10日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成24年10月11日　札幌地方裁判所室蘭支部

平成２４年（再）第１号
福井県大野市要町１番33号
再生債務者　源平酒造株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年10月10日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（再）第１号
兵庫県伊丹市東有岡３丁目141番地
再生債務者　宮本生コン株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年10月11日　神戸地方裁判所伊丹支部

再生手続終結

平成２１年（再）第１号
岡山県倉敷市中畝６丁目１番28号
再生債務者　第一工営株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可決定の確定した後３年を経過した。
平成24年10月11日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２１年（再）第１号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷字藤尾416番地の５
再生債務者　河内板金工業株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　本件再生手続には監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年10月11日　山口地方裁判所岩国支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第５４号
栃木県宇都宮市駒生町3358番地26　セジュールＵＥＳＡＷＡ　D101
再生債務者　坪子　美歩
１　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月１日まで
４　一般異議申述期間　平成24年11月15日から平成24年11月26日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部